

公益社団法人日野市シルバー人材センター 理事及び監事推薦要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款23条第1項の規定に基づき、理事及び監事を総会の決議で選任するにあたり、その者を推薦する方法について、必要な事項を定める。

(推薦方法)

第2条 総会に提案する理事及び監事に関しては、理事会において理事及び監事推薦委員会（以下「委員会」という。）を設置し、正会員及び特別会員の中から、被推薦者を選考のうえ理事会に推薦するものとする。

(推薦基準)

第3条 理事及び監事の被推薦者は、次項の能力的要件を満たすセンターの事業運営に必要と認められる知識及び経験を有する者で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益認定の基準を満たし、欠格事由に該当しない理事及び監事にふさわしい者とする。

2 理事の能力的要件

- (1) センター事業の理念と実態に対する十分な理解
- (2) 関係法令、定款への知見
- (3) 事業運営や組織運営に関する判断能力と執行能力
- (4) リーダーシップ
- (5) 協調性

3 監事の能力的要件

- (1) センター事業の理念と実態に対する十分な理解
- (2) 関係法令、定款への一定の知見に基づく適法性監査能力
- (3) 事業運営に関する一定の知見に基づく業務監査能力
- (4) 会計制度に関する一定の知見に基づく会計監査能力
- (5) 理事や使用人との円滑な意思疎通の構築と独立性

(委員会の構成等)

第4条 委員会は、総務委員会、事業委員会、業務委員会、地域委員会、女性委員会、安全管理委員会、広報委員会の各委員会（以下、「各委員会」という。）から1名選出された委員及び事務局長をもって構成する。

2 委員会の委員は、前項に該当する者を会長が委嘱する。

3 委員会は、委員長を置き、事務局長をもってあてる。

4 委員会は、副委員長を置き、委員長の指名をもってあてる。

5 委員会の運営は委員長があたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行し、委員長が欠けた場合はその職務を行う。

7 委員会の委員の任期は、総会において理事及び監事の選任議案が決議されるまでとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(理事及び監事の被推薦者の要件)

第6条 理事及び監事の被推薦者は、つぎの要件のいずれかを満たす者とし、推薦代表者の推薦理由、全推薦者の署名・押印がされた推薦書及び被推薦者の決意文が提出された者とする。

(1) 正会員5名以上から推薦された正会員。

(2) 会長から推薦された正会員及び特別会員。

(複数推薦の禁止)

第7条 正会員（会長を除く）は、理事被推薦者及び監事被推薦者、それぞれについて複数の推薦をすることはできないものとする。

(被推薦者等の辞退)

第8条 推薦を受けた正会員及び特別会員が、これを辞退しようとするときは、委員会委員長に辞退理由を付した文書を届け出なければならない。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、委員会において別に定めるものとする。

(要綱の改廃)

第10条 この要綱の改廃については、理事会で決定する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。